

令和6年度前橋市まちなか開業支援補助金交付要項

令和6年4月1日から適用

令和6年7月1日一部改正

<p>取扱担当課 前橋市役所にぎわい商業課商業振興係（前橋プラザ元気2 1 1階） 電話 027-210-2188（直通） 電子メールアドレス nigiwai@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>まちなかの空き店舗等を利用して店舗やオフィスを開業する事業者にかかる改修費等の一部を支援することで、まちなかの新たな魅力創出を図るとともに、前橋市アーバンデザインの具現化を目的とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本補助金について、令和6年度一般会計暫定予算の議決に基づき、暫定予算の範囲内で実施します。なお、令和6年度一般会計本予算が議決された場合は、本予算の範囲内で事業を実施します。</p> </div>
<p>内容</p>	<p>用語の定義</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象区域 前橋市アーバンデザイン策定区域（別図参照） 2 指定通り 前橋市アーバンデザインに基づく本市が指定した通り（別図参照） 3 空き店舗等 入居者がいない店舗やオフィス 4 昼間主 午前8時から午後3時までの間で2時間以上営業する事業者 5 夜間主 上記、「昼間主」以外の事業者 6 定期診断 補助対象事業完了後の事業計画や経営内容について、開業日を起算日として6か月、12か月、18か月、24か月、36か月を経過する日の前後30日以内に（6か月後のみ60日以内も可とする）本市が指定する中小企業診断士により助言を受けること。なお、開業日から起算日して3年を経過する日までに申請者から要請があった場合、2回まで助言を行うことも可能。 7 前橋市アーバンデザイン加速化事業 事業のデザイン性や困難度、店舗開業後の事業計画に関する本市が定める審査を受け、適合と認められた事業のこと。 8 まちやど まちやどとは、まちを一つの宿と見立て地域の日常を連携させる拠点となる宿泊施設で、まちぐるみで宿泊客をもてなすことで地域価値の向上を目指す事業です。本補助金における「まちやど事業者」は、

交付申請の 手続等		マチスタントと連携して継続的にさまざまなソフト事業(まち歩き企画やオリジナルMAP発刊など)を実施することが条件となります。
	補助対象者	<p>次のすべての条件に該当するものを対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象区域内の空き店舗等で新たに開業する事業者であること。 2 別表に定める対象外業種でないこと。 3 開業後は、週4日以上1日当たり2時間以上営業を行うこと。 4 市税の滞納がないこと 5 同一年度内に本補助金の交付を受けていないこと。 6 前橋市アーバンデザインについて内容を理解していること。 7 前橋市版電子地域通貨「めぶくPay」の加盟店となること。(小売業、飲食サービス業又は生活関連サービス業に限る。) 8 許認可が必要な業種については、既に取得もしくは取得できると見込まれていること。 9 次の(1)から(8)で掲げる暴力団排除に関する要件のすべてに該当していること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。 (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。)でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

<p>交付の対象となる事業及び経費</p>	<p>1 対象となる事業</p> <p>次のすべての条件に該当するものが対象となります。</p> <p>(1) 令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に交付申請をしたもので、令和7年3月31日までに開業をし、本市への報告を完了することができる事業であること。</p> <p>(2) 対象区域内の指定通りに面する1階の空き店舗等で開業する、又は自ら希望をする場合には、以下の条件に該当するもの。</p> <p>ア 本市が指定する中小企業診断士による診断を受け、対象事業として可と判断されること。なお、否と判断された場合には、一度に限り再診断を受けることができます。また、対象事業者が「創業サポート総合制度」を利用する場合には、本診断を省略することができます。</p> <p>イ 一般社団法人前橋デザインコミッションによる前橋市アーバンデザイン適合審査を受け、適合と判断されること。</p> <p>(3) 前橋市アーバンデザイン加速化事業については、以下の条件に該当するもの。</p> <p>ア 開業場所となる空き店舗が、賃貸借契約日または契約予定日から過去3年以上入居者がいない、又は店舗面積が100㎡以上のどちらかの要件に該当すること。</p> <p>イ 地上階での開業であること。</p> <p>ウ 開業後は昼間主として営業すること。</p> <p>エ 本市が定める審査を受け、適合と認められること。</p> <p>(4) 対象区域内での移転や同敷地内・同ビル内への移転ではないもの。ただし、「前橋市創業センター」やシェアオフィス等から移転する場合は除く。</p> <p>2 対象となる経費</p> <p>(1) 店舗等の改装工事に係る費用(内装、外装、空調、給排水設備工事等)</p> <p>(2) 店舗等で使用する耐用年数1年以上で取得価額1品が10万円以上の備品購入費</p> <p>※パソコン、プリンター(複合機含む)、タブレット、レジ等のデジタル導入に係る備品購入費は、取得価額1品が1万円以上から対象となります。</p> <p>3 上記の事業で次のいずれかに該当する場合は、補助の対象にはなりません。</p> <p>(1) 他の補助金の交付を受けている事業</p> <p>(2) 本補助金の申請以前に事業に着手・着工している事業</p>
<p>交付金額</p>	<p>予算の範囲内で、対象経費の2分の1以内の額とし、補助金の上限額は以下の通りとなります。なお、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。</p> <p>なお、パソコン、タブレット等のデジタル導入に係る備品購入費に対する交付金額は、5万円までとなります。</p>

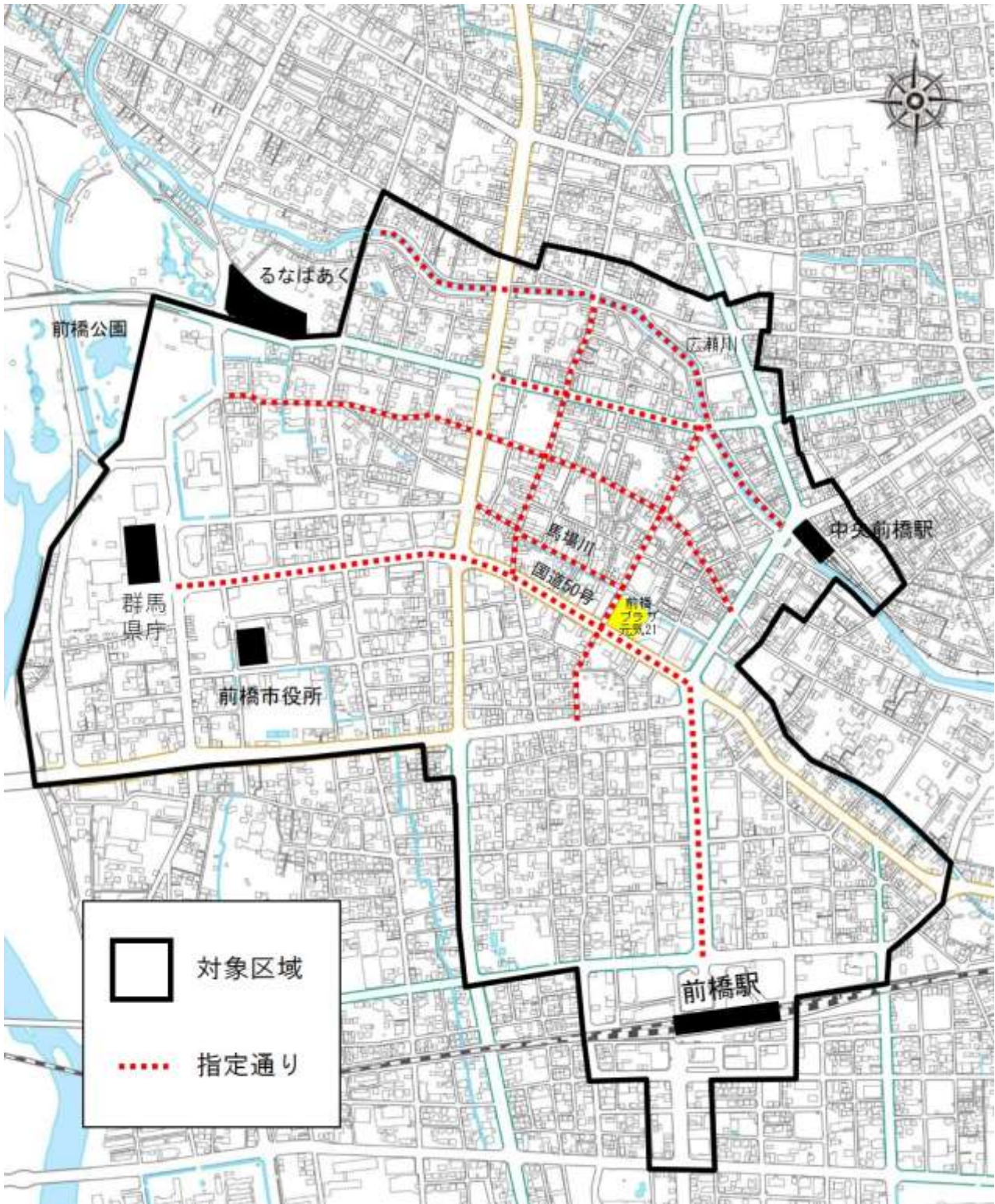
		<p>1 一般型</p> <table border="1" data-bbox="478 224 1404 560"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">補助上限額</th> </tr> <tr> <th>昼間主</th> <th>夜間主</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定通り以外の2階以上及び地下</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>指定通り以外の1階 指定通りの2階以上及び地下</td> <td>80万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>指定通りの1階</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、前橋市アーバンデザイン加速化事業については、上記区分に関わらず、補助上限額は250万円となります。</p> <p>2 まちやど型 まちに根付いた宿泊施設を開業する場合に、対象となります。</p> <p>補助上限額 200万円</p>	区分	補助上限額		昼間主	夜間主	指定通り以外の2階以上及び地下	50万円	25万円	指定通り以外の1階 指定通りの2階以上及び地下	80万円	40万円	指定通りの1階	100万円	50万円
区分	補助上限額															
	昼間主	夜間主														
指定通り以外の2階以上及び地下	50万円	25万円														
指定通り以外の1階 指定通りの2階以上及び地下	80万円	40万円														
指定通りの1階	100万円	50万円														
<p>交付条件</p>		<p>1 補助事業者は、発注する業者の選定にあたっては、市内業者（前橋市内に本社・支社等を有する者）を対象とする。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、市外の業者も対象とすることができます。</p> <p>(1) 市内業者では施工できない工事等の発注 (2) 市内業者では取り扱いのない備品等の発注</p> <p>発注する事業者が市外業者の場合は交付申請時に理由書（様式第8号）を提出してください。</p> <p>2 中小企業診断士の診断を受けた補助事業者は、定期診断を受けることを条件とします。</p> <p>3 補助事業者は、補助事業の遂行に関する説明及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>4 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>5 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p> <p>6 補助事業者又は補助事業者の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しないものとします。</p> <p>7 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合並びに補</p>														

		<p>助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。</p>
	<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>1 受付期間 令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間で補助事業を開始する前に、次の書類を提出してください。ただし、予算額に達した場合は受付を締め切ります。なお、押印は省略することが可能です。 また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能（実績報告、請求も含む。）です。</p> <p>2 提出書類 (1) 交付申請書 (2) 添付書類 ア 事業計画書 イ 収支予算書 ウ 収支計画書 エ 資金計画書 オ 申請者本人の身分証明書及び履歴書又は申請する法人の全部事項証明書（登記簿謄本） カ 同意書兼誓約書 キ 出店場所（住所）が分かる資料 ク 営業内容が分かる資料（事業計画書、メニュー等） ケ 対象経費の見積書 コ 設計図書等（配置図、平面図、立面図等） サ 工事前写真（施工前の店舗等の写真） シ 備品の詳細が分かる資料 ス その他参考となる書類 (3) 中小企業診断士の診断・助言申請書 (4) 前橋市アーバンデザイン適合審査・助言申請書 (5) 前橋市まちなか開業支援補助金交付額加算申請書兼審査申込書</p> <p>※(3)、(4)は指定通りに面する1階の店舗等で開業する場合に提出してください。 ※(5)は、前橋市アーバンデザイン加速化事業として申請する場合に提出してください。</p>
	<p>交付決定の時期等</p>	<p>1 交付申請書の審査及び現地調査等により、補助金の交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。 2 補助金の交付可否決定前に事業を開始する場合は、補助金交付可否決定前の事業開始に関する同意書（様式第7号）を提出してください。</p>

<p>請求の方法、 支払時期等</p>	<p>1 開業後、実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、補助金交付請求書を提出してください。</p> <p>2 上記請求後の内容を審査し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
<p>対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の手続</p>	<p>補助事業者は、補助事業について、次の各項目に該当する変更があった場合、速やかに変更等承認申請書を提出してください。補助事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、変更等の手続が必要となります。</p> <p>1 補助対象経費の減額※ 補助対象経費が30パーセント以上減額する場合</p> <p>2 代表者等の変更 代表者及び所在地等が変更する場合</p> <p>※補助対象経費が増額する場合は、軽微な変更とし、変更等承認申請書の提出は不要となりますが、交付決定額の増額は行いません。</p>
<p>変更等承認決定の時期等</p>	<p>変更等承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し、通知します。</p>
<p>実績報告書の提出</p>	<p>1 報告期間 対象店舗の開業後30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。開業後30日以内に改装工事や備品の支払が完了できない場合は、事業報告期間延伸に関する申請書（様式第12号）により報告する必要があるため、承認を得る必要があります。ただし、延伸できる期間は令和7年3月31日までとなります。</p> <p>2 提出書類 (1) 実績報告書 (2) 添付書類 ア 事業報告書 イ 収支決算書 ウ 補助事業に係る領収書の写し、又はその他支出を称すると認める書類の写し（振込明細書等） エ 工事後写真（施工後の店舗等の写真） オ 購入備品の写真 カ 開業物件の権利関係の分かる書類の写し キ 資格、許可等の写し ク その他参考となる書類 (3) めぶくPay加盟申込書 (4) ソフト事業の成果物(まちやど型のみ) 作成したMAP、イベントやまち歩き企画の開催報告などを事業実施期間中に行ったソフト事業の成果物として提出してください。</p> <p>3 上記により提出された書類等の審査及び現地調査を行い、補助金額を確定し、通知します。</p>

	交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けた場合</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合</p> <p>(3) 変更承認通知を受けずに営業内容、業態等を著しく変更した場合</p> <p>(4) 交付決定後、令和6年3月31日までに開業しない場合</p> <p>(5) 事業報告期間延伸に関する申請書に記載し、承認を受けた実績報告書提出予定日までに、実績報告書の提出ができない場合</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合、超える部分の金額</p>
様式	申請書等の様式	<p>1 交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 事業計画書（様式第2号）</p> <p>3 収支予算書（様式第3号）</p> <p>4 収支計画書（様式第4号）</p> <p>5 同意書兼誓約書（様式第5号）</p> <p>6 交付可否決定前の事業開始に関する同意書（様式第6号）</p> <p>7 理由書（様式第7号）</p> <p>8 交付決定通知書（様式第8号）</p> <p>9 変更等承認申請書（様式第9号）</p> <p>10 変更等承認通知書（様式第10号）</p> <p>11 事業報告期間延伸に関する申請書（様式第11号）</p> <p>12 事業報告期間延伸に関する承認通知書（様式第12号）</p> <p>13 実績報告書（様式第13号）</p> <p>14 事業報告書（様式第14号）</p> <p>15 補助金額確定通知書（様式第15号）</p> <p>16 補助金交付請求書（様式第16号）</p> <p>17 「まちやど」の開業に係る確認票（様式第17号）</p> <p>18 まちなか開業支援補助金に係る診断・助言申請書（様式第2-1号）</p> <p>19 前橋市アーバンデザイン適合審査・助言申請書（様式第3-1号）</p> <p>20 アーバンデザイン適合申告書（様式第3-2号）</p>

別図 令和6年度 前橋市まちなか開業支援事業
対象区域及び指定通り



※境界線の外側に接する店舗等についても対象区域に含めます。

別表 対象外業種

業種	摘要
農業	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒茶、仕上茶の製造業 ・ もやし栽培農業 ・ 蚕種製造業製造 ・ 蚕種製造請負業 ・ 菌床栽培方式きのこ生産業 ・ かいわれ大根製造業 ・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業 ・ 家畜貸付業、園芸サービス業、蹄鉄修理業 <p style="text-align: right;">加工設備を有する ものに限る</p>
林業	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 素材生産業及び素材生産サービス業 ・ 製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭賃焼業
狩猟業	全業種
漁業	全業種
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金融業、保険業	保健媒介代理業及び保険サービス業を除く。
飲食業のうち右の該当するもの	風営法第32条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているもののうち、特に高級なもの。
娯楽業のうち右に該当するもの	競輪・競馬等の競走場、競技団、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、競輪・競馬等予想業、場外馬券売場、場外車券売場、芸ぎ周旋業
サービス業のうち右に該当するもの	興信所のうち身元調査等個人のプライバシーにかかわる調査を主に行うもの、易断所、観相業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。）
学校	学校法人が経営するもの。
宗教、政治・経済・文化団体、LLP（有限責任事業組合）	
風営法関連業種	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの（一部料理店等を除く）